

第 19 号議案

令和 3 年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算を提出する。

令和 4 年 3 月 2 日

新宮町長 長 崎 武 利

令和3年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算

令和3年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,129千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月2日提出

新宮町長 長 崎 武 利

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	4,283	△128	4,155
	1 使用料	4,283	△128	4,155
2	繰入金	7,844	△591	7,253
	1 一般会計繰入金	7,844	△591	7,253
3	繰越金	1	719	720
	1 繰越金	1	719	720
	歳 入 合 計	12,129	0	12,129

2 歳 入

1 款 使用料及び手数料

△128千円

1 項 使用料

△128千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 排水施設使用料	千円 4,283	千円 △128	千円 4,155
計	4,283	△128	4,155

2 款 繰入金

△591千円

1 項 一般会計繰入金

△591千円

1 一般会計繰入金	7,844	△591	7,253
計	7,844	△591	7,253

3 款 繰越金

719千円

1 項 繰越金

719千円

1 繰越金	1	719	720
計	1	719	720

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 排水施設使用料	千円 △128	相島漁業集落排水施設使用料	△128

1 一般会計繰入金	△591	一般会計繰入金	△591

1 繰越金	719	前年度繰越金	719